

徳島県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、徳島市万代町6丁目2番地の3圃山補助の請求に係る監査の結果を、平成14年5月22日決定したので、次のとおり公表する。

平成14年5月31日

徳島県監査委員	四十宮	物	一
同	藤	江	吉
同	川	端	義
同	北	島	勝
			也

第1 請求の受付

平成14年3月29日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、平成14年5月7日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

農林水産部農山村整備局農地整備課、森林整備課及び阿南農林事務所並びに県土整備部建設管理課及び相生土木事務所を監査対象とした。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

(1) 徳島県が平成13年4月1日より9月30日まで、相生土木事務所管内（簗敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村）で行った県営工事の生コンクリート使用量は17,857.11㎡で、その発注内訳は相生土木事務所7,982㎡、阿南農林事務所5,417.91㎡、農地整備課1,611㎡、森林整備課2,846.20㎡である。

(2) 徳島県は建設費に係る生コンクリート設計単価を、財団法人建設物価調査会、財団法人経済調査会に委任し、各土木事務所管内別に生コン製造単価を決め、これに工事箇所への運送距離別に経費を加算し生コンの設計単価を決めている（添付書類）。しかし、相生土木事務所管内の生コン設計単価は、他の土木事務所管内とくらべ約5,100円も高く、徳島県は91,071,261円も損失を招いている。

(3) ところで、徳島県から委任をうけ面調査会は、信頼関係に基づき大口使用者から聞き取り調査をして単価を決めたというが、相生土木事務所管内で生コン製造業者は協業組合共生（株）（広瀬組）1社だけであるうえに、この地区だけ生コンを販売する引組織を同管内で大口需用をする特A、A級建設業者で、那賀生コン協同組合をつくり販売をしている。従って、面調査会は信頼関係に基づき聞き取り調査したというが、その調査対象者は大口需用者であるとともに生コン製造・販売業者であり、このデタラメ調査が原因で、同管内は突出して設計単価が高い。

(4) 生コンは「共生」が製造、那賀生コン協組が徳島県建設業協会相生支部を通じて販売しており、生コン代金のうち1㎡につき1870円が那賀生コン協組から建設業協会相生支部の阿波銀行簗敷支店口座を通じ「安全協力費名目」で、協会支部に手数料20円、生コン使用建設業者に1,850円を還元する。

(5) 生コンを製造する建物、機械などの経費は、どの企業でも大差なく、従って、

原価償却費など同額に近く、むしろ、都市部より田舎の方が人件費、土地代も安くなる筈だ。また、生コンの製造単価は生コン1㎡製造に要するセメント購入額と混入する砂利・砂などの購入単価に人件費、建物・機械の減価償却などを加算した原価方式で決定すべきだ。

(6) 相生土木管内で使用される生コン単価は、全く根拠なき方法で設定かつ異常に高額な設計単価となり、建設業者の利便を図り県に巨額の損害を永年与えてきたことを知悉して、圓藤寿雄知事、甲村謙友県土整備部長、建設物価調査会、経済調査会、協業組合共生、那賀生コンクリート協組らの責任は重大で免れないので県に与えた損害金91,071,261円を各自補填させるなど適切な措置を求めらる。

2 判断

(1) 請求人の主張を整理すると、徳島県が平成13年4月1日から同年9月30日までの間に相生土木事務所管内で行った県営工事について、生コンクリートの設計単価が全く根拠なき方法で設定かつ異常に高額なものであるため、その工事費の支出のうち他の土木事務所管内の設計単価との差額分については違法若しくは不当な支出となり、その差額分の損害が県に生じている（工事費の支出がなされていないものについては損害が県に生じるおそれがある）ので、その補填をさせるなど適切な措置を求めらるというものである。

なお、請求の要旨、請求書に添付された証拠書類及び監査対象機関に対する調査から請求人が対象としている工事は、平成13年4月1日から同年9月30日の間に県が相生土木事務所管内で発注した工事のうち農地整備課発注工事1件（生コンクリート使用量469.2㎡）、森林整備課発注工事7件（生コンクリート使用量3,168.4㎡）、阿南農林事務所発注工事14件（生コンクリート使用量5,734.91㎡）、相生土木事務所発注工事34件（生コンクリート使用量7,765.6㎡）の計56件（生コンクリート使用量17,138.11㎡、生コンクリートの使用量は設計変更による数量変更等を反映したものである。）と判断し、これらの工事費の支出について、監査の対象とすることとした。

(2) 請求人は、工事費の支出が違法若しくは不当なものとなるのは、相生土木事務所管内で使用される生コンクリートの設計単価の設定が違法若しくは不当であるためとしているので、監査対象機関の使用している生コンクリートの設計単価についてみてみる。

県土整備部が発注する土木工事に使用する生コンクリートの設計単価については、同部建設管理課が行う市場における実勢価格の調査結果に基づき設定を行っている。

また、農林水産部農地整備課、森林整備課及び阿南農林事務所が発注する工事に使用する生コンクリートの設計単価は県土整備部が設定した単価を使用している。

(3) 以上のように監査対象機関が使用している生コンクリートの設計単価は、いずれも県土整備部が設定した生コンクリートの設計単価を基に設定されていることが認められることから、県土整備部が行っている設計単価の設定についてみる。

設定の方法は、設計単価を適用する前月の市場における実勢価格を地区ごとに調査し、その調査結果を基に単価を設定している。

実勢価格の調査については、財団法人建設物価調査会(以下「建設物価調査会」という。)及び財団法人経済調査会(以下「経済調査会」という。)に委託して行っている。

本件監査の対象となる生コンクリート(標準的な仕様である18—8—40(N))の設計単価は、建設物価調査会及び経済調査会の調査結果を受けて、平成13年4月から同年9月の間に適用した単価については、県下全域では33地区において8,950円から16,200円までの範囲で、うち相生土木事務所管内では4地区において14,100円、14,100円、14,600円、15,400円とそれぞれ設定されている。

(4) ところで、建設物価調査会は、土木・建築等の建設工事に関する工事費並びにこれらに要する資材の価格及び労務費の実態を調査して、工事の設計及び見積りに資し、もって建設事業の進捗、発展に寄与することを目的として設立され、土木・建築等の建設工事費やこれらに要する資材の価格の実態に関する調査研究等を行っている財団法人である。

また、経済調査会は、国内の一般経済、特に物価及び労務問題の実態を実証的に調査研究し、もって円滑な経済活動の推進と我が国経済の発展に寄与することを目的として設立され、建設工事に関する工事費、これに関連する建設資材価格の調査研究等を行っている財団法人である。

建設物価調査会及び経済調査会はともに、国や都道府県等の委託を受けて建設工事に係る工事費や関連する資材の価格等についての実勢価格の調査等を行って

いるとともに、建設に係る資材等の実勢価格に関する刊行物(建設物価調査会は「建設物価」等、経済調査会は「積算資料」等)を発行している公益法人であり、両調査会の建設資材単価等の実態調査に関するノウハウや調査結果、また、発行する刊行物の記載事項についての信頼性は高く評価され、両調査会の調査結果及び発行する刊行物に掲載された資材価格等は国及び都道府県等において広く利用されているものであることが認められる。

(5) 以上のように、建設物価調査会及び経済調査会の信頼性、建設資材等の市場における実勢価格を建設物価調査会、経済調査会に委託して調査を行い、その調査結果を基に設計単価を設定するという方法は、国や都道府県で広く行われていること等を勘案すると、県土整備部が生コンクリートの設計単価を両調査会の調査結果を基に設定したことは妥当なものと認められる。

また、相生土木事務所管内の生コンクリートの設計単価が、他の同様の地区と比べて必ずしも著しく高額であるとはいえないことが認められることから、設計単価の設定が違法若しくは不当なものであるとはできないものであると考えられる。

よって、徳島県が平成13年4月1日から同年9月30日の間に相生土木事務所管内で行った県管工事について、生コンクリートの設計単価が全く根拠なき方法で設定かつ異常に高額なものであるため、その工事費の支出のうち他の土木事務所管内の設計単価との差額分については違法若しくは不当な支出であるといえることはできないものである。

(6) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。